

（イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会）

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一

項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の

実施に関し承認を求めるの件（閣承認第一号）（衆議院送付）要旨

本件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について、国会の承認を求めるものである。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、次のとおりである。

一、人道復興支援活動

1 イラク及びクウェート

2 我が国の領域から1に掲げる国に至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、

部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域及び装備品の修理地並びにこれらの場所又は地域間の移動に

際して通過する地域となる国

3 イラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの国相互間及びこれらの国と1に掲げる国との間で行われる移動と連絡に際して通過する地域となる国。ただし、1及び2に掲げる国を除く。

二、安全確保支援活動

一に掲げる人道復興支援活動を実施する国